

令和7年4月開講
大阪府委託訓練事業 長期高度人材育成コース 募集あんない
ハロートレーニング～急がば学べ～

※ この訓練の実施は、令和7年度大阪府当初予算案の可決成立が前提条件となります。



募 集 期 間：令和7年2月6日（木）～令和7年3月4日（火）
選 考 試 験 日：令和7年3月12日（水）もしくは令和7年3月13日（木）
合否結果発表日（予定）：令和7年3月24日（月）

【申込資格】

次の項目にすべて該当していることが条件となります。

ただし、新規学卒未就職者（受講申込み時点で学校卒業後1年以上経過している方は除く）は申し込みができません。

- ① 概ね55歳未満の方（厚生労働大臣の指定する介護福祉士及び保育士の養成課程を活用したコースを除く。）
ただし、55歳以上の方であっても、以下②～⑪の項目にすべて該当する場合は、当該求職者の状況に応じて対象者となる場合があります。
- ② 有期労働契約などによる非正規雇用労働者など、就業経験において不安定就労の期間が長いことや、安定就労の経験が少ないことにより能力開発機会が乏しかった方又は出産・育児等により長期間離職していた女性等（厚生労働大臣の指定する介護福祉士及び保育士の養成課程を活用したコースを除く。）
- ③ 国家資格等高い知識及び技能を習得し、正社員就職を希望する方
- ④ 当該訓練コースを修了し、対象資格等を取得する明確な意思を有する方
- ⑤ ハローワークにおける職業相談において、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングを受け、職業経験の棚卸し及び職業生活設計等の結果、当該訓練の受講が必要と認められる方
- ⑥ 過去に当該訓練コース（旧「資格取得コース」（介護福祉士養成科（2年）など）を含む）及び1年以上の公共職業訓練（委託訓練）を受講（正当な理由の無い中途退校も含む）したことのない方

※ 原則として、公共職業訓練もしくは求職者支援訓練の実践コースを受講修了後、1年以内の方は受講できません。

※ 過去1年以内に受講された公共職業訓練を、正当な理由なく途中で辞められた方は受講できません。

- ⑦ 求職中の方（ハローワークに求職登録をしている方）で、申込みをする科目に関連する職種への就職を希望し、ハローワーク所長の受講あっせん（受講指示、受講推薦または支援指示）を受けることができる方。
- ⑧ 高等学校卒業以上の資格があり、選考試験日に以下のいずれかの書類を提出できる方。（言語聴覚士養成コース及び精神保健福祉士養成コースを除く。）

・ 高等学校の卒業証明書（原本）（※卒業証書は不可です。）

・ 文部科学大臣が行う大学入学資格検定又は高等学校卒業程度認定試験の合格証明書（原本）

・ 大学の卒業証明書（原本）（※卒業証書は不可です。）

- ⑨ 言語聴覚士養成コースについては、4年制大学卒業者であり、選考試験日に以下の書類を提出できる方。

・ 大学の卒業証明書（原本）（※卒業証書は不可です。）

- ⑩ 精神保健福祉士養成コースについては、4年制大学卒業者または高度専門士の称号取得者であり、選考試験日に以下のいずれかの書類を提出できる方。

・ 大学の卒業証明書（原本）（※卒業証書は不可です。）

・ 高度専門士の称号取得者であることの証明書（原本）（※証明書に高度専門士の記載がない場合は、高度専門士の称号取得者であることが記載されている卒業証書等の写しの提出も必要です。）

※ 各コースの入学資格について、詳しくは各訓練実施施設へお問い合わせください。

- ⑪ 訓練の実施・受講に伴う調査等に協力できる方（就職状況の調査にかかる書類の提出を誓約していただきます。）

【申込方法】

- ◇ 申込受付期間内に原則として居住地を管轄するハローワークの職業相談窓口でご相談のうえ、「受講申込書」（窓口に備付）を提出してください。
※各ハローワークの受付時間は、平日（月～金曜日）午前8時30分から午後5時15分までです。
（土曜日、日曜日と祝日の受付は行っていないので、ご注意ください。）
- ◇ 申込時に、写真（上半身、無帽、正面、無背景、縦4cm×横3cm、裏面に氏名を記入、申込前3か月以内に撮影）を1枚持参してください。
- ◇ 受付窓口で配付される「応募票」に必要事項を記入し、写真を貼付してください。
※ 「応募票」は選考試験日に必ず持参してください。応募票は再発行しません。紛失されますと、選考試験を受験できない場合がありますので、十分注意してください。
- ◇ 大阪府及び他機関（国、独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構及び他の都道府県）において実施する他の公的職業訓練との重複申込はできません。（重複申込をされた場合、今回のお申込は無効扱いとなります。）

【選考試験日】

令和7年3月12日（水）もしくは13日（木）のうち、訓練実施施設が指定する日

- ※ 別途訓練実施施設へ受験時間の電話予約が必要です。（別紙「訓練コース内容」参照）
受講申込書を提出した後、3月5日（水）訓練実施施設の電話受付時間中までに訓練実施施設へ選考試験の受験時間の予約を行ってください。
- ◇ 当日持参するもの
 - 1 応募票（写真貼付）
※ 持参されない場合、申込者の本人確認ができないため、受験できないことがあります。
 - 2 筆記用具
※ HB以上の鉛筆又はシャープペンシル及び消しゴム
 - 3 卒業証明書等の証明書類（原本）
- ◇ 応募者が定員に満たない場合でも、選考試験の結果により訓練を受講できないことがあります。
- ◇ 選考試験内容は、別紙「訓練コース内容」を参照してください。

【選考結果】

選考結果は、令和7年3月24日（月）に大阪府のホームページにて発表いたします。

（選考結果確認に係る通信費等は自己負担となります。）

- ◇ ホームページのURL及びQRコードは、選考試験にて配付する「受験票」に記載しています。
（QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。）
- ◇ スマートフォンを所持していない等、ホームページの閲覧が困難な場合にのみ、訓練実施施設からの電話連絡による可否発表をご希望いただけます。
- ◇ 受講指示予定のある方については、別途「通勤定期事前確認調べ」（＊用紙は選考試験日に配付します。）を指定日までに訓練実施施設へご郵送ください。（郵送料は自己負担となります。）

【留意事項】

- ◇ 大阪府においては、訓練生を各訓練実施施設（専修学校等）の「別科生」として位置づけているため、専修学校・短期大学卒業者に授与される「専門士」「短期大学士」の資格を取得することはできません。
- ◇ 「別科生」であるため「学割」の利用はできません。また、休学や留年も認められません。（進級することができない場合や修了要件を満たすことができない場合は、退校となります。）
- ◇ 受講申込が少ない訓練は、訓練の実施を中止する場合があります。
- ◇ ハローワーク所長の受講指示を受けて入校された方には、雇用保険の失業給付（基本手当・受講手当・通所手当[自宅から訓練実施場所までの最短経路が2km以上で、(1)車やオートバイ、自転車などの交通用具を利用する場合、又は(2)公共交通機関の乗車距離が1km以上の場合]）が支給される場合があります。（詳しくは訓練開始前に必ず受講申込予定のハローワークでご相談ください。）
- ◇ ハローワーク所長の支援指示を受けて入校された方には、職業訓練受講給付金及び求職者支援資金融資を受けることができます。（詳しくは、受講申込予定のハローワークでご相談ください。）
- ◇ 各訓練の訓練内容、訓練実施施設の周辺地図や交通機関・最寄駅等は別紙「訓練コース内容」でご確認ください。「訓練コース内容」はハローワーク窓口または大阪府のホームページでご覧いただけます。
大阪府／令和7年度 離職者等再就職訓練
(<https://www.pref.osaka.lg.jp/o110110/nokai/c-kyuusyoku/c300-nrr-chouki.html>)
- ◇ 選考試験を辞退した場合を含め、ご提出いただきました書類等は返却いたしません。
- ◇ 受講申込書に記載された個人情報、当該訓練に関する目的以外には使用いたしません。